

**沼津市地域防災計画
令和7年度修正（令和8年3月版）の概要**

令和8年3月

沼津市防災会議

沼津市地域防災計画の修正の概要

沼津市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき本市の災害対策に関して定める計画であり、必要に応じて毎年修正することとなっております。

令和 7 年度における修正は、法律及び国の防災基本計画の修正、県の施策等を踏まえたもの、その他所要の改正であります。

修正内容の概要は、以下のとおりです。

修正概要

(1) 防災基本計画修正等に伴う修正

- ① 最近の施策の進展等を踏まえた修正
 - 事前復興準備の追加
 - 被災者援護協力団体の登録制度
 - 地方公共団体の備蓄状況の公表
- ② 令和 6 年能登半島地震を踏まえた修正
 - 士業団体その他との応援協定の締結
- ③ 岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正
 - 広報等を通じた林野火災の予防強化
- ④ 指定地方行政機関の追加
 - 静岡行政監視行政相談センター（令和 7 年 6 月）

(2) 県が実施する施策等の反映

- 孤立予想集落台帳の整備
孤立が予想される集落の備蓄状況等の実態を調査し、その結果を台帳として整備。関係機関と共有するとともに、台帳を活用した訓練を定期的実施。

(3) その他所要の改正

- 新たな防災気象情報の警戒レベルの掲載
- 表現の適正化や誤記訂正、時点修正

(1) 防災基本計画修正に伴う修正

① 最近の施策の進展等を踏まえた修正

【修正の概要】

- 事前復興準備の追加
- 被災者援護協力団体との連携強化
- 地方公共団体の備蓄状況の公表

【地域防災計画への記述の内容】

上記修正についての修正要旨は下表のとおりである。

《共通対策編》

章	項目	修正要旨
第2章 災害予防計画	第9節 ボランティア活動 に関する計画	新旧対照表 p 9 ○災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その環境整備を図るものとする。
	第21節 災害に強いまちづくり	新旧対照表 p 12 ○被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。
第3章 災害応急対策計画	第7節 避難救出計画	新旧対照表 p 18 ○物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

(1) 防災基本計画修正に伴う修正

② 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

【修正の概要】

- 士業団体その他との応援協定の締結

【地域防災計画への記述の内容】

上記修正についての修正要旨は下表のとおりである。

《共通対策編》

章	項目	修正要旨
第3章 災害応急対策計画	第16節 被災者生活再建支援に関する計画	新旧対照表 p 11 ○人材育成 ・研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

		<p>○実施体制の整備 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、他の地方公共団体や、土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結など、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p>
--	--	--

(1) 防災基本計画修正に伴う修正

③ 岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正

【修正の概要】

- 広報等を通じた林野火災の予防強化

【地域防災計画への記述の内容】

上記修正についての修正要旨は下表のとおりである。

《大火災対策編》

章	項目	修正要旨
第2章 火災予防計画	第4節 林野火災対策の推進	<p>新旧対照表 p 1 - 2</p> <p>○静岡県山火事予防運動等の機会や、ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品、SNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知を行うとともに、山火事予防運動期間中、広報活動や市、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。</p> <p>○自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。</p> <p>○林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。</p>

(1) 防災基本計画修正に伴う修正

④ 指定地方行政機関の追加

【修正の概要】

- 静岡行政監視行政相談センター（令和7年6月）

【地域防災計画への記述の内容】

上記修正についての修正要旨は下表のとおりである。

《共通対策編》

章	項目	修正要旨
第1章 総則	第2節 防災上重要な機関 の処理すべき事務 又は業務の大綱	新旧対照表 p 1 ○総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政 相談センター） ① 被災者への生活支援情報の提供 ② 専用電話を備えた相談窓口の開設 ③ 特別行政相談所の開設

《地震対策編》

章	項目	修正要旨
第1章 総則	第3節 防災関係機関の処 理すべき事務又は 業務の大綱	新旧対照表 p 2 ○総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政 相談センター） ① 被災者への生活支援情報の提供 ② 専用電話を備えた相談窓口の開設 ③ 特別行政相談所の開設
第6章 復旧・復興対策	第2節 防災関係機関の活 動	新旧対照表 p 8 ○総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政 相談センター） ① 被災者への生活支援情報の提供 ② 専用電話を備えた相談窓口の開設 ③ 特別行政相談所の開設
別紙 東海地震に関連す る情報及び警戒宣 言に係る応急対策	第2節 防災関係機関の活 動	新旧対照表 p 10 ○総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政 相談センター） 被災者への情報提供及び行政相談等を実施する ための準備

《津波対策編》

章	項目	修正要旨
第1章 総則	第2節 防災関係機関の処 理すべき事務又は 業務の大綱	新旧対照表 p 1 ○総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政 相談センター） ① 被災者への生活支援情報の提供

		② 専用電話を備えた相談窓口の開設 ③ 特別行政相談所の開設
--	--	-----------------------------------

(2) 県が実施する施策等の反映

【修正の概要】

● 孤立予想集落台帳の整備

孤立が予想される集落の備蓄状況等の実態を調査し、その結果を台帳として整備。関係機関と共有するとともに、台帳を活用した訓練を定期的実施。

【地域防災計画への記述の内容】

上記修正についての修正要旨は下表のとおりである。

《共通対策編》

章	項目	修正要旨
第1章 総則	第20節 孤立予想集落対策	新旧対照表 p12 ○県は市と連携し、災害時に孤立が予想される集落について、通信手段の整備状況、ヘリコプターの離着陸スペースの確保状況、食料や飲料水の備蓄状況などの実態を調査し、これらの結果を「孤立予想集落台帳」として整備する。また、同台帳を毎年更新し、自衛隊等の関係機関と共有するとともに、台帳を活用した訓練を定期的実施する。

(3) その他所要の改正

【修正の概要】

- 新たな防災気象情報の警戒レベルの掲載
- 表現の適正化や誤記訂正、時点修正

【地域防災計画への記述の内容】

上記修正についての修正要旨は下記のとおりである。

《共通対策編》

章	項目	修正要旨
第3章 災害応急対策計画	第7節 避難救出計画	新旧対照表 p15-16 ○令和8年出水期から、新たな防災気象情報の運用開始が予定されているため、今後の気象庁の発表に留意する。

